

第20回「化学物質と環境に関する政策対話」

議事録

- 1 日時 令和6年11月12日（火） 13:01~15:06
- 2 場所 TKP ガーデンシティ PREMIUM 秋葉原 ホール 2B
(東京都千代田区外神田1丁目7-5 2階)

3 出席者

【構成メンバー】（敬称略）

学識経験者

浅利 美鈴 (欠席)	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所、基盤研究部 教授
亀屋 隆志	国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授
五箇 公一 (欠席)	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域生態リスク評価・対策研究室長
村山 武彦	国立大学法人東京科学大学 環境・社会理工学院 教授

市民

有田 芳子	主婦連合会 環境部長
橋高 真佐美	オフィス条約を日本で実現するNGOネットワーク 事務局長
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
槌田 博	特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事
中下 裕子	ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事
中地 重晴	学校法人熊本学園 熊本学園大学 教授
江口 健介	一般社団法人環境パートナーシップ会議 マネージャー

労働団体

富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総局局長
森 裕樹 (欠席)	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長

産業界

岩崎 雅彦	一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 副部長、日産自動車株式会社
的場 好英	一般社団法人 日本化学工業協会 新規課題対応ワーキンググループ 主査（代理）
須方 督夫	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事（三橋 智子代理出席）
高岡 弘光	日本石鹼洗剤工業会 専務理事

長谷 恵美子	日本石鹼洗剤工業会 環境・安全専門委員会（委員）
山田 春規	アーティクルマネジメント推進協議会 運営委員長

金融

竹ヶ原 啓介	国立大学法人 政策研究大学院大学 教授
--------	---------------------

行政

小ノ澤 忠義	埼玉県環境部大気環境課 課長
田中 里依	厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安全対策室長
土井 智史	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課長
佐藤 夏人	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長
大本 治康	経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課長
鮎川 智一	環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課長

4 議題

- 開会挨拶とメンバー紹介
- 本日の議論の進め方・論点について
- 「G F C国内実施に向けた各主体の主な貢献」の集約について
- 懸念課題について

(事務局) 定刻になりましたので始めさせていただきます。第20回化学物質と環境に関する政策対話を本日開催させていただきます。

みずほリサーチ&テクノロジーズの鍋谷と申します。よろしくお願いいたします。

では、まず開催に先立ちまして、環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課長の鮎川様より御挨拶を頂きたいと思います。鮎川様、どうぞよろしくお願いいたします。

(鮎川課長) ただいま御紹介にあずかりました環境省化学物質安全課長の鮎川でございます。

本日は御多忙のところ、第20回化学物質と環境に関する政策対話に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

昨年度政策対話におきましては、化学物質管理に係る新しい国際枠組みでありますG F Cが2023年9月に採択されたというところから、その前身でありますS A I C Mとの相違点、全体的な取組の流れ、懸案事項、サーキュラーエコノミーや生物多様性との関係などにつきまして、幅広い意見交換を頂いたということでございました。

また、各主体の取組の御紹介も併せまして、G F Cの各ターゲットにひもづけての意見交換を頂きまして、我々政府といたしましてもG F C国内実施計画策定を見据えた議論という形で進めさせていただくことができました。

昨年度からの繰り返しということではありますけれども、G F Cは環境、経済、社会、保健、農業など多様な分野の主体によるライフサイクルを通じた化学物質管理を自主的に管理していくという枠組みでございます。したがって、こういった様々な分野からのメンバーにお集まりいただきまして御議論いただけることは、非常に不可欠なものと認識しております。

今年度は、今後の議題がございますとおり、G F Cの幅広いスコープを踏まえつつ、また新たに3名のメンバーをお迎えいたしまして、引き続き各主体がG F Cに基づき化学物質管理にどのように取り組むことができるかということについて、さらに前回の会合で御要望がございました懸念課題とその対応につきまして、主体間連携も視野に入れつつ議論を深めていただければと思います。

限られた時間ではありますが、実り多い会議となりますことを御期待申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 鮎川さん、どうもありがとうございました。

では次に、本日御参加いただいておりますメンバーの皆様を私から簡単に御紹介させていただきます。参考資料1の構成メンバーの順番で御紹介させていただきます。

まず、総合地球環境学研究所の浅利先生は本日御欠席でございます。

続きまして、横浜国立大学・亀屋先生、よろしくお願いいたします。

続きまして、国立環境研究所の五箇先生も本日御欠席でございます。

続きまして、東京科学大学・村山先生、よろしくお願いいたします。

続きまして、主婦連合会の有田様、よろしくお願いいたします。

続きまして、オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク・橘高様、よろしくお願いいたします。

続きまして、ジャーナリスト・環境カウンセラー、崎田様、よろしくお願いいたします。

続きまして、有害化学物質削減ネットワーク・槌田様、よろしくお願いいたします。

続きまして、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議・中下様、よろしくお願いいたします。

続きまして、熊本学園大学の中地様、よろしくお願いいたします。

続きまして、環境パートナーシップ会議・江口様、よろしくお願いいたします。

続きまして、日本労働組合総連合会・富田様、よろしくお願いいたします。

続きまして、日本化学エネルギー産業労働組合連合会・森様、本日御欠席でございます。

続きまして、日本自動車工業会・岩崎様、よろしくお願いいたします。

日本化学工業協会・的場様、よろしくお願いいたします。

続きまして、日本化学工業協会・須方様、本日御欠席でございます。代理で三橋様に御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、日本石鹼洗剤工業会・高岡様、よろしくお願いいたします。

続きまして、日本石鹼洗剤工業会・長谷様、よろしくお願いいたします。

アーティクルマネジメント推進協議会・山田様、よろしくお願いいたします。

続きまして、政策研究大学院大学・竹ヶ原様、よろしくお願いいたします。

続きまして、埼玉県環境部の小ノ澤様、よろしくお願いいたします。

続きまして、厚生労働省の田中様、よろしくお願いいたします。

続きまして、厚生労働省の土井様、よろしくお願いいたします。

農林水産省の佐藤様、よろしくお願いいたします。

続きまして、経済産業省の大本様、よろしくお願いいたします。

続きまして、環境省の鮎川様、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。以上の委員の皆様には本日御参加していただいております。

では、次に本日の議題と配付資料を確認させていただきたいと思います。今、議事次第を投影しております。本日議題として大きく4つ置いております。まず、（1）開会挨拶とメンバー紹介は今終わったところでございます。（2）本日の議題の進め方・論点について、（3）「G F C 国内実施に向けた各主体の主な貢献」の集約について、（4）懸念課題について、この4本立てとなっております。

配付資料をメンバーの皆様には事前に送付させていただいております。ウェブで閲覧の皆様には環境省のホームページに掲載させていただいております。

また、傍聴されている皆様にもお願いがございます。議事の間、スライドのスクリーンショットやボイスレコーダー等での録音はお控えいただきますようお願いいたします。議事録につきましては、後日、環境省のホームページにて公開する予定です。また、最後になるのですが、Z o o mで御参加の皆様、御覧いただいております配信画面から退出いただく際にアンケートが表示されますので、御記入いただきますと幸いです。現地で御参加の皆様、紙でアンケートに記入いただきまして、提出いただきますと幸いです。

では、ここからの議事進行を座長の亀屋先生にお願いしたいと思います。亀屋先生、どうぞよろしくお願いいたします。

（亀屋座長） それでは、本日の議事進行を務めさせていただきます横浜国立大学の亀屋でございます。改めてどうぞよろしくお願いいたします。

本日、G F Cという切り口ですけれども、後半に懸念課題ということで、個別のいろいろな課題についても御議論いただけるように準備されております。盛りだくさんになりますので、ぜひ御活発な御議論をお願いしたいところでございますが、今（1）が終わりまして、（2）と（3）で半分ぐらい、残りの懸念課題で半分ぐ

らいで行ければと予定しておりますので、スムーズな進行に御協力、御理解いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、議題（２）「本日の議論の進め方・論点について」ということで、環境省より資料の御説明をお願いいたします。

（高木室長） 環境省・高木です。どうぞよろしくお願いいたします。私から資料１に沿って本日の議論の進め方・論点についての説明をさせていただきます。

こちらは皆様御承知のとおり、政策対話というものが平成24年３月に設置されております。もともとGFCの前身であったSAICMの国内実施計画策定を契機にして、関係者が意見交換、合意形成を行う場として設置されたものでございます。

こういったSAICM国内実施計画に直接関連する内容に限定せずとも、いろいろな参加メンバーから提出される議題について、これまで意見交換を行ってきまして、というところで、今年の２月までに19回、年に１～２回ペースで開催しておったのが政策対話というものでございまして、ちょうど前回の19回においては、鮎川が紹介させていただいたとおり、SAICMの後継の枠組み、GFCが昨年採択されましたことから、国内実施計画策定を見据えた議論を行ったという経緯がございます。

続いて、化学物質に関するグローバル枠組みについてが、先ほど来申し上げている昨年９月に開催された第5回国際化学物質管理会議で採択された2020年以降の国際枠組みとして、環境だけではなくて経済、社会、保健、農業、労働と政府だけではなくて様々なステークホルダーの方々、市民、社会、産業界、学术界を含め、そういったものが連携して、化学物質のライフサイクルを通じた管理のための自主的な枠組みとして制定されているものでございます。

特に特徴的なものが、GFCにおいて５つの戦略的目的と28の個別ターゲットが設けられておりまして、それぞれ誰がいつまで何をするかというものがターゲットで定められております。おおむね2030年を目途に、各主体が取り組んでいくという内容がまとめられているものでございます。次のスライドも同じです。

まず、GFCの採択を踏まえまして最初に行いましたのが、ちょうど昨年行いました第六次環境基本計画のリバイスにおいて、化学物質管理に関しての章立てをGFCの５つの戦略的目的の達成に寄与するものとして、その内容に沿った形で策定したものでございます。これがGFC対応の第１弾で、GFCのAからEまでの戦

略的目標に合致する形で環境基本計画の5つの章を設定し、それぞれ取り組むべき事項をまとめたものでございます。

これらも踏まえまして、今後はG F Cの国内実施計画を策定するということで進んでおりますけれども、G F Cの関係省庁連絡会議を今年の4月に設置しまして、実際に実施計画の策定議論を進めているところでございます。その資料についてはホームページで公開されておりますので、もし御興味があれば後ほど御参照いただければと思います。

また、関係省庁連絡会議で策定するものでありますが、G F Cは先ほど御紹介しましたとおり、多様な分野、主体の参加が強く奨励されているところで、こういった政策対話の機会を通じて様々なインプットを頂くということを行いながら進めていく。目途としましては、来年6月に国際会議がありますので、そこに間に合うような形で実施計画の第1弾を取りまとめられればというスケジュールで進めているものでございます。

そういった背景も踏まえまして、本年度の政策対話のテーマを今回このように設定させていただいておりまして、まず本日の政策対話のテーマにつきましては、前回皆様から頂いた各主体の取組を基にしまして、それらの取組を資料3として集約するという作業を行います。もう1つとしては、御要望のあった懸念課題につきまして、御協力いただきました事前アンケートの情報を基に議論を深めていくという2本立てで本日は計画しております。

また、次回の政策対話については、さらに国内実施を充実させるための分野横断的な主体間の連携が見込まれるようなテーマを掘り下げていければと考えているものでございます。

以上で資料1の説明を終わります。

(亀屋座長) ありがとうございます。事務局から今日の議論の進め方ということで御提案のような形で頂きましたけれども、事前に準備会合でいろいろ御意見を頂いたものを取りまとめて御説明いただいたということだと思います。

この資料の御説明につきまして、何か御質問、コメント等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたらこちらは事前に御了解いただいているということでございまして、先に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議題（３）になります。「G F C国内実施に向けた各主体の主な貢献」の集約についてということで、資料が２と３とございますので、また事務局から御説明をお願いいたします。

（高木室長） では、続けて資料２の説明を致します。次のスライドをお願いします。

先ほど御説明しましたとおり、前回の政策対話におきましては、皆様からG F Cに関連する様々な取組を御紹介いただきまして、それをG F Cのターゲットにひもづけてディスカッション、グルーピングを行ったというものがあります。

また、今回新たに参加いただいたメンバーからも同様な形で関連の取組の情報提供も頂いております。これについては、参考資料にもお配りしておるものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、政府の取組は関係省庁連絡会議において収集、整理を行っておりますけれども、それ以外の各主体の取組は、今回の政策対話においていろいろお話を頂きましたので、それを資料３で集約する形でこちらで作業いたしました。こちらにつきましては、事前に皆様に御確認いただきまして、何人かからコメント、また修正いただいて反映したものを今回の資料３として載せておりますので、こちらで特に追加でコメント等がなければ集約版としたいと思っております。

こちらが国内実施計画策定に向けたタイムラインですが、左側が政策対話の話で、２月にいろいろなインプットを頂きました。それを９月、１０月、１１月と、この会議に向けて集約した形で文書化しております。右側が関係省庁連絡会議として、今国内実施計画を策定しておりますので、今回集約した文書を連絡会議にインプットさせていただいて、G F Cの国内実施計画の中にうまく入れ込んでいくことができると考えております。

これが進め方の概要になりまして、資料３を表示いただくと、化学物質に関するグローバル枠組の国内実施に向けた各主体の主な貢献というタイトルで文書化しておりますが、下に行っていただきますと、各戦略的目的ですとかターゲットにひもづく形での皆様から頂いた取組内容をまとめて記載しておりますので、こういった形の政府以外の各主体でこういった取組がされているかをうまく参照できる形で国内実施計画も取りまとめられればと思いますので、これが非常に有用なインプットになるかと思っております。記載内容等で事前に頂いたものは反映しておりますけれど

も、追加で何かございましたらお願いできればと思います。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。事前に皆様から主な貢献ということで頂いておりますので、このほかにもまだたくさん細かいところまで含めればあるのかもしれませんが、強過ぎて書かれているようなところももしかしたらあるのかもしれませんが。今御説明いただきました2つの資料につきまして、何か御質問、コメント等あればお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。それでは、中下さん、お願いいたします。

(中下委員) 私ども市民団体のJ E P Aの取組についてこのように書かれているところなのですけれども、規制を行うのは政府であったとしても、私たちから見るとここが少し抜けているのではないかと、ここをこのように強化したらどうかという——私たちは国際的にポリシーメイキングと呼んでおりますが、そういう団体として私どものJ E P Aは自分たちを位置づけておりまして、様々な提言をこれまでも繰り返し重ねてきております。

そういう意味では、このジャンルはこのグループとか、縦割りをあまり意識せず、S A I C Mの時代からそうなのですけれども、化学物質管理は様々なステークホルダーによる総合的なガバナンスがキーコンセプトだと思います。そうでないといけないです。漏れがどうしても出てしまうという意味で、そういう役割をN G O、市民団体が担っている。もちろん産業界もそうだと思います。政府の行うことに対する意見、提案ということも政府以外の主体の活動として明記していただいたほうがいいかなと思います。

(亀屋座長) ありがとうございます。ステークホルダー間のリスクコミュニケーションみたいなものは、G F Cの中で今回はどのように位置づけて整理されているのでしょうか。

(高木室長) ありがとうございます。まさにおっしゃるところが非常に大事な部分ですし、政策対話もそういった背景を基に設定しているものだと思っております。今の記載の中では、ターゲットのA 1でいろいろな法的枠組みを構築して実施していくというターゲットがございまして、資料3によればより合理的な執行のための行政とその他のステークホルダーとの対話を位置づけておりまして、こういった政策対話の場ですとかそれ以外の市民団体、産業界、いろいろな方々と政府との対話によって、

法的枠組みを組み立ててより良くしていくということが含まれているものとして記載しております。

(亀屋座長) A 1 の表現が全て全体にかかるという理解でよろしいわけですね。ありがとうございます。

そのほか御意見いかがでしょうか。中地さん、お願いいたします。

(中地委員) 中地です。今日の進め方にも関連するのですが、資料 3 の 5 ページの戦略的目的 C のターゲット C 1、懸念物質、事項については、特に各主体間の取組が記入されていないのですが、本日の議論をまとめて記載すると理解してよろしいのでしょうか。その辺は座長なり事務局でどうお考えでしょうか。

(亀屋座長) 事務局、お願いいたします。

(高木室長) 御質問ありがとうございます。まさに次の議題と関連したものでございますけれども、皆様から 2 月と追加で頂いた各取組について、それぞれの目的にひもづけたというところで、そういう意味では C 1 は何もないというところですが、懸念事項についてはこれから話し合われますので、その中で皆様の中でうまい具合に新たな取組というか何か生まれてきそうであれば、そういったものを盛り込んでいくという方向になるかと思っています。

例えばその辺を今回議論して、次回さらに議論という形で進めていくようであれば、G F C の国内実施計画の第 1 弾においては、資料 3 としてはこのままの形で参照いただきつつ、国内実施計画もアップデートしていくことを予定しておりますので、その中で懸念課題の議論が深まっていけば、その内容をさらに盛り込んでいくというタイムスケジュールで考えております。

(亀屋座長) ありがとうございます。また後でも出てくるかと思いますが、既に政府、事務局でいろいろと進められている施策もあるのではないかと、検討されているものも後ろに載っていたのではないかと思いますので、少なくともそういったものは入ってくると考えられますし、またこれからの議論で皆様から有益な御意見を頂ければ、こういったところに入ってくるのではないかと考えております。

そのほかいかがでしょうか。橘高さん、どうぞ。

(橘高委員) 資料 2 の 4 ページについてお伺いします。これまでも政策対話で話したことがどのように使われるのだろうか、どういう成果につながるのだろうかということをお尋ねしてまいりました。今回、このような形で今日の結果についても、G F C 国

内実施計画の作成に生かしていただけるということで、大変頼もしく聞いておりました。

もう少し具体的にどのような形でインプットされるのか御説明いただける部分がありましたらお願いしたいと思います。

(高木室長) ありがとうございます。これは今後、関係省庁連絡会議の中で話し合っていく事項ではあるのですが、我々の想定としては、せっかくこうやって取りまとめて集約版としてできましたので、それをどこかのチャプターとして入れ込んでいくと。国内実施計画というのは、関係省庁連絡会議の作成というステータスになりますので、その中で政府の取組を主に記載しますが、それ以外の各主体の取組としてはこういうものがあるという部分で、今回集約したものを載せられたらいいかなと思っております。ただ、それは今後の省庁間の議論の中で決めていくものです。

(亀屋座長) ありがとうございます。今回は実施計画ということなので、どこまでどのような具体的な形ではないと思うのですが、行く行くは実施計画に対応する報告書のようなものを作成することになるわけですね。

(高木室長) まずは計画をつくって、S A I C Mのときもそうでしたが、進捗状況のフォローアップですとか、最終的な実施レポートは作成して、国連の事務局に提出していくという流れになるかと思っておりますので、その段階でも皆様からの取組のいろいろな進捗も伺えればいいのかなと思っております。

(亀屋座長) ありがとうございます。そのほかよろしいでしょうか。いかがでしょう。村山先生。

(村山委員) ありがとうございます。資料3について、このような形でメンバーの方々の活動が集約されるということは大変有益で、これがG F Cの国内実施計画に反映されるということは望ましいと思います。

ただ、資料の位置づけとして、2月と11月の会合で出てきたものをまとめたということではいいかなと思うのですが、これを今後改定していったって、どんどんまとめていくことがいいかどうかということは懸念を持っております。

というのは、全てがこの資料に含まれるというのはなかなか難しいかなと思いますし、今回S A I C MからG F Cに変わった段階で1つの特徴として、廃棄物が入ってきているのがあるかと思いますが、この点についてこの資料の中ではあまり強調されていないような気もするのです。

そういう意味で、これまでの活動がこういった形で整理されることはいいと思うのですが、これが全てではないということをどこかに明記した上で、あくまでひとまずまとめてみたという形でどこかに書いておいたほうがいいのかと思っています。

あと大変細かくて恐縮なのですが、先ほど高木さんが両方おっしゃっていたのですけれども、戦略的な目的と目標という表現が両方入っているのです。原文はオブジェクティブなので目的と書かれていると思うのですが、日本語的には目的より目標のほうがしっくりくるような気がしているのです。この辺りは既に何か整理がされているのかどうか。大変細かくて恐縮ですが、教えていただければと思います。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。2点あったかと思います。全体をカバーできているかというところと、もう一点は目的か目標かということですが、いかがでしょうか。

(高木室長) 御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり政策対話の中から皆様から頂いたものですので、全てを網羅できるものではありませんので、その辺りは日本の全ての関連取組を包括するものではないという注意書きを少し追加する必要があるかなと思います。そこはどこかに一文明記させていただければと思います。

あと1つ、恥ずかしながら表記揺れがありまして申し訳ないです。おっしゃるとおり、objectiveなので目的と訳すところなのですが、目標のほうがしっくりくるという思いから、たびたび目標と書いてしまっているのではないかなと思っております。環境基本計画の中で戦略的目的として書いてありますので、そういう意味では戦略的目的と統一して書くべきところですので、以後気をつけたいと思います。ありがとうございます。

(亀屋座長) 中下さん、どうぞ。

(中下委員) GFCの実施計画をつくるに当たりまして、SAICMの実施計画のときに先ほど御紹介がありましたように、政策対話という合意形成を目指すということも含めて、円卓会議ではなく名前を変えられました。

そういう点でいうと、私たちの意見は一応実施計画の中に盛り込んでいただきましたが、その時点で私たちが必要だと思っている対策を所管する省庁がはっきりしていないものは、今後の課題という形で幾つかまとめられております。

中間目標のときにもしつこく申し上げたのですけれども、これが全然動いていま

せんよという話をさせていただきました。でも、それは今日に至るまでずっと動いておりません。幾つかあったかと思えますけれども、鮮明に覚えておりますのは、シロアリ駆除剤等の殺虫剤について未規制なのです。そこは隙間なので、ちゃんと穴を埋めてくださいと。総合的管理の取組をして、それこそある意味で市民目線で見るときに隙間ですよというのが分かることを指摘して、それを受けて国が対策をしてくださったら、こういう機会を設けていることの意義が非常に大きく感じるところなのです。

今後の課題という部分、S A I C Mの未実施部分を実施する形でのG F C計画をぜひ立てていただきたいというのがお願いでございます。

(亀屋座長) ありがとうございます。次の個別の懸念課題に関わってくることにもなりますし、ある一定の時期までにできたもの、できないものが出てきてしまうと思うのですけれども、その都度ちゃんとフォローアップして次のところに残しておくという意見かなと承りましたので、また資料等を取りまとめるときに御検討いただければと思います。非常に重要な御示唆を頂きました。

そのほかいかがでしょうか。ウェブの方もよろしいですね。ありがとうございます。

そうしましたら、後ろにかなり大きな個別の懸念課題がたくさんございますので、そちらでたくさん時間を使えると思いますので、先に進ませていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

続きまして、議題(4)ということになります。「懸念課題について」という非常に簡単な議題になっておりますけれども、中身は非常に盛りだくさんになっておりますので、事務局からまず資料の御説明をよろしくお願いいたします。

(高木室長) ありがとうございます。では、資料4について説明いたします。

懸念課題と先ほどから出ておりますけれども、G F Cの戦略的目的Cに懸念課題の特定・優先化・対応というものがございまして、G F Cの中の定義によれば、化学物質のライフサイクルの中で、まだ一般的に認識されていない、十分に対処されていない、また潜在的な懸念として生じている、人の健康または環境に悪影響を及ぼす可能性があり、国際的に行動することでうまく解決することのできる課題であると定義されてございまして、G F Cの中で懸念課題を特定し、優先化、対応を進めていくというのが定められております。

一方で、次の国際管理会議が2026年を予定しておりますので、それまでの間はS A I C Mで取り上げられてきた懸念課題に引き続き取り組むこととしているというものです。

準備会合のときに少し御説明いたしましたけれども、国内実施計画をつくるに当たって、グローバルな懸念課題もありますし、国内特有の問題もあるでしょうから、国内実施計画を考えるに当たっては、幅広く皆様が化学物質管理において課題だと考えられているものについてお聞かせいただいて、それについて議論していく話としておりました。

一例として出させていただいたオーストラリアの事例とかでも、国際的な懸念課題にかかわらず、オーストラリアの国特有の問題についても国内実施計画の中で取り上げているという話も参考としてさせていただいたところです。

その後、下にありますように事前アンケートを実施させていただきまして、皆様お忙しい中、ショートな締切りの中でたくさん御回答いただけたこと、まずお礼を申し上げます。それについては、次のスライド以降で内容を取りまとめておりますので、御確認ください。

事前アンケート結果の集約というところで、個別物質、情報伝達、評価手法、適正管理・リスクコミュニケーション、それ以外のものでもグループ分けしております。

これは、メンバーの皆様が着目する理由、観点という部分についてアンケート結果を頂いたものを抜粋して記載しているものでございます。個別物質について①、②とありますが、プラスチック関係ですとかP P C P、P F A S、内分泌攪乱物質ですとか農薬系の話ですとか水銀、窒素管理、カーボンニュートラル、放射性化学物質が挙げられております。

続いて情報伝達に関しましても幾つも頂いておりまして、こちらについても大きなテーマになるかなと考えております。

続いて評価手法につきましても、グループ化ですとか最近の新しい手法を使った安全性評価ですとかライフサイクルを想定した精緻化が挙げられました。

また、適正管理についてですとかリスクコミュニケーション、教育等に関しても課題が挙げられております。

次のスライドがその他というところで、それ以外の様々な課題、特に分野連携的な金融と化学物質管理ですとか生物多様性、それ以外にも温暖化ですとか化学物質

管理の横断的な課題ですとか、国際的にホットな課題が挙げられております。

最後のスライドですが、以下の点についても御留意いただきつつ、御討議のほどお願いしますというところで、もし提示いただいた課題について補足説明等、皆様の理解を助けるような説明等があればお願いできればと思いますし、特に課題解決に向けて何か行っている、行うとしている取組等があれば御紹介いただきたいと思いますし、政策対話ということでいろいろな主体の皆様が集まっていますので、主体間連携を進めることで、より効果的に対応できるのではないかという取組があれば御提案いただければと思います。そういった形でうまく議論が深められるようなものがあれば、次回の政策対話の議題としてさらに深掘りをするというオプションもあるのかなと考えております。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。これまでの政策対話におきましても、次何を議論しましょうかといったことが出てきたときに、なかなか1つに絞るのが難しかったのを何年か経験してきたのではないかと考えておりますが、今回最大3つということでお願いしていたところですが、非常にたくさんの懸念課題を挙げていただいて、事務局で3ページのまとめが分かりやすいか分かりにくいかは別として、今の全体像として整理ができたというのは、この会としても一歩前に出られるのではないかと考えているところでございます。

3つということで、このほかにももっと書きたかったというところもあるのかもしれませんが、取りあえず今日のところはこれを基に御議論いただくとして、幾つか事務局で個別物質、評価手法、情報伝達、適正管理、コミュニケーション、その他ということでおまとめいただきましたので、そのカテゴリーごとに少し議論を進めていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、一番最初が個別課題ということで整理いただいているのですが、2ページにわたって非常にたくさんのものが出ております。中下さんの御意見でもこれまで出したものがなかなか進んでいないということもございましたので、そういった観点も含めてまず関連省庁からコメントを頂きたいと思うのですが、環境省、まず個別課題についていかがでしょうか。

(高木室長) ありがとうございます。皆様、最初はしゃべりにくいというところもあったので、私からまず個別物質について環境省で着目したところで、挙げていただいた中

で2ページ目に化学物質の環境中ばく露による生物多様性影響評価の遅れが挙げられていまして、こちらについて特に生物多様性と化学物質との関連は、その他でもありましたけれども、その辺をどううまく連携していくかというのは、最近国際的、国内的にも非常にホットなトピックになっているかなと感じております。

生物多様性の枠組み条約の中で、2022年に昆明・モントリオール生物多様性枠組という2030年までのグローバルな枠組みができましたけれども、その中でも化学物質の生物多様性に対するリスクを半減するといった目標も掲げられていますので、そういった文脈でも化学物質をさらに生物多様性の保全にどう貢献していくかというのは今後の大きなテーマだと思いますし、環境省としても来年度の予算要求等も含めて取り組んでいきたい。そのために皆様からの御知見等があれば、頂きたいテーマだと思って見ておりました。

また、その下の水銀のライフサイクルにわたる管理に関する国際連携で、水銀管理の途上国の対応、手詰まり感も感じられるという課題を頂いておりまして、これについて私が水俣条約も担当しているところもあって発言させていただくのですが、日本として悲惨な経験を踏まえた知見を国際発信していった、途上国の支援につなげていくというMOYAIイニシアチブをずっとやっているのです。その中でうまく手助けできた部分もありますし、課題として残っている部分もあるというところで、特に小規模金採掘が途上国において水銀汚染の非常に重要なファクターというか、そういった行為によって水銀汚染のリスクが非常に高いというところがありまして、その辺をどう日本の技術とかを使ってうまく支援できていくかというのが今後の課題でもあります。

ちょうど先月末に、小規模金採掘をテーマにした情報共有会を主催させていただいて、関連の技術を持った企業の方ですとか、途上国とパイプのある方々が一堂に会して、こういったものをどう効率的に支援できるかというのを話し合ったところもありまして、そういうものもうまく連携させながら進めていければいいなと思います。皆様からもし何か関連であればお願いしたいと思っていたところです。

以上、すみません、長くなってしまいました。

(亀屋座長) ありがとうございます。もう一件伺いたいと思うのですが、農林水産省の佐藤さん、いかがでしょうか。何か御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

(佐藤課長) 農林水産省・佐藤でございます。よろしくお願いします。

5 ページのネオニコチノイド系農薬、有害性の高い農薬のところですが、ネオニコチノイド系農薬はかなり昔から使われていますが、現在、農薬取締法に基づき、安全性の再評価を直近の科学データ、いろいろなものを集めながらやるという取組をしています。

また、農林水産省では、農業は必ずしも環境に良い側面だけではなくて、農薬だとか化学肥料の問題、水田や畜産から温室効果ガスのメタンを発生していたりとか、環境負荷をかけている部分があるということで、みどりの食料システム戦略を策定し、その負荷を軽減していこうという取組を全ての分野で進めているところです。その中で化学農薬についても2019年比で2050年までにリスク換算ですが、使用量を半減していくという目標も掲げながら、先ほど言った安全性もしっかり評価した上で、使用量を減らしながら、安全性の高いものに変えていくといった取組を進めているところでございます。

農水省から以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。無理に最初に御意見を頂きまして、大変失礼いたしました。

それでは、御参加の皆様方から御自由に御意見を頂きたいと思いますが、ありましたら名札を立てていただくか、ウェブの方は挙手ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。たくさん挙げていただいていますし、ここに書かれている文言も要約したものになっているかと思いますが、趣旨が違うどころかもっと共通認識を持つところがあるだろうとか、先ほど事務局からありましたけれども、具体的な御提案であるとか主体間連携できそうなどといった視点から御意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

今、農水省さんから農薬の話も今の取組とか御説明いただきましたけれども、橘高さん、何かありましたらいかがでしょうか。御指名しまして済みません。

(橘高委員) 農薬のリスク換算で減らす取組をされているということだったのですが、現実には日本の農薬使用量は世界でも断トツに多いですね。それがネオニコチノイドになると、量としては少なくなるのかもしれないのですが、やはり農薬の使い方自体を見直していかないといけないと思いますし、そうすると消費者がどういいう農産物を求めるのかということも大きく影響してくる話だと思っています。

また、みどりの食料システム戦略もやられているということなのですが、

最近、有機農産物を使った給食を進めることで、地産地消と共に有機農業を進めていくという取組もされていると思うのです。農薬を減らすというのに現場の農家の人だけが取り組めばいいことではないですし、また農薬の影響が生物多様性にどれほど影響があるのかというところも十分に規制されていないのではないかと。先ほど高木さんからお話もあったと思います。

今年度から五箇先生がメンバーに加わってくださったということもあるので、今まであまり手をつけられていなかった農業と生物多様性という部分が重なり合うところを消費者も含めた多様な視点から話し合う場として、政策対話の場が1つあり得るのではないかと考えています。

(亀屋座長) ありがとうございます。五箇先生も入っていただきましたので、まさにそういった議論が次回以降できるのではないかと思います。

中下さん、どうぞ。

(中下委員) 農薬に関連してですけれども、農水省にお願いがあります。先ほど御紹介のありましたように、再評価制度が農取法の改正に盛り込まれました。これはとても良いことだと思いますし、国際的にはもっと早くからずっとやっていたので、ようやく日本もキャッチアップしたかなと思っていたのですが、実際蓋を開けてみますと、再評価はもともと登録のときに企業がデータを出します。そのデータは、OECDガイドラインに基づきGLP施設で行った試験結果を出すと。それで安全性を見る。

そこで一応登録されたものの、その後様々な科学的知見がいろいろ出てきますので、最新の科学的な知見に基づいて安全性がちゃんと担保されているのか見る制度として私は理解しておりました。

そういう意味では、公表文献がとても大切な役割を果たす。つまりデータだけではない。OECDのガイドラインは、その基盤としている科学的根拠は30年から40年ぐらい前のものです。要するに試験法として確立するまでに物すごい時間がかかりますから、そういう意味で時間遅れになってしまっているから、その間に出てきた公表文献が非常に重要だと。公表文献がものすごくたくさんある中で、リスク評価に生かせるものを選択するだけでもとても大変な作業だというのは分かります。ただ、その作業、農薬の再評価を申請企業に報告書を出させているというのは利益相反もいいところ。当事者にやらせているのです。

公表文献の見方というのは、なかなか難しい専門的ジャッジだと思います。エキ

スパートジャッジが必要だと思います。そのくらい優れた方がやっているのかどうかという問題があるのです。せっかく制度を変えたのに魂入れずではないのというのがとても気になります。農水省さん、やはり責任を持ってやっていただきたい。

申し訳ないのだけでも、自分たちの中でスタッフがないのは分かります。ネオニコチノイドに関しては、日本国中に優秀な方、研究者もおおいでになると思います。なので少なくとも自分が研究されていなくても、論文を読む力があり、そのことについて中立公正な正しいジャッジメントができる方は大勢いらっしゃると思うのです。

農薬を使い続けるのであれば、そういう方を集めて、ある意味でプロセスを透明化してやっていただくことが国民の理解を深めるととても大事なプロセスかなと思いますが、今はそういう形で利益企業が加わった形でやられて、しかも審議過程は全部密室なのです。それはもちろん営業秘密の問題があるのだと思いますけれども、議事録の公開の仕方もう少し改めることによって、特定の名前を全部黒塗りにしても出せるものは出せると思うのです。そういう努力が足りないのではないかと市民の側から見えてしまう。農水省さん、ぜひ御検討をよろしくお願いします。

(亀屋座長) ありがとうございます。これはお答えいただいたほうがいいですか。コメントいただければいいということによろしいですか。今の御意見は非常に面白いなと思ったのですが、先日化審法の委員会に出ていたら、国だけでリスク評価するのが非常に労力ばかりかかってしまって、リスク評価が遅れていると。なのでできれば民間の方にもリスク評価に加わっていただいたほうがいいのではないかという議論が逆に出てきたと思うのです。

なのでやはり情報をどうやって集めて、それをどこで評価するかは別で、みんなで使えるような形にしていくのがまず必要なのではないかと御意見を伺って非常に強く思いました。

(中下委員) その問題と利益相反の問題は別だと思うのです。そこを区別して、多くの方から知恵を集める。申請企業、利害関係のある人は含めないというのが公正さの担保のイロハのイだと思うのです。基本の基だと思います。そこをぜひ農水省さんは理解していただきたいと思います。

(佐藤課長) 農水省ですけれども、よろしいですか。メーカーが一番データを持っているということで、公表文献等も含めて資料を農水省に提出してもらった上で、農業資材

審議会で議論して最終的には再評価するという形になっています。今、環境省さんからも話がありましたが、一番データを持っているところに資料を出してもらうというのが効率的だという面もあると考えます。ただ全てメーカー側の言っていることが正しいという形で再評価するわけではなくて、そのデータを踏まえながら、審議会で議論するという仕組みの中でやっていくということで御理解いただければと思います。

(中下委員) データを持っているといっても公表文献です。むしろ学者、研究者のほうが読み込みは詳しいわけです。申請企業に頼らなければいけないという行政はそんなものですかということを言いたいです。はっきり申し上げて、幾らそっちがデータを持っていたとしても、研究が一生懸命やっておられるとしても、農水省さんはメーカーに頼り過ぎるのではないかと思っているぐらい、日常的にそういう関係性で農水省がちゃんとデータを集めているというところがなくて、農取法の改正には最新の科学的知見について集めるのは国の責務です。国が努めるものとする法律上にちゃんと書き込んであるのです。それを怠っておられるから、データを持っているのは企業だからと安易に申請企業に出させるということをおやりになっているのではないかと思う。そこを改めていただきたいと思います。

(亀屋座長) 私個人としても非常に重要な、おまえは全部データを集めておけと言われたようなところもありますので、重く受け止めて精進したいと思います。

そのほか御意見いかがでしょうか。ネオニコチノイドなども出てきましたので、江口さん、御指名して申し訳ないですが、いかがでしょうか。

(江口委員) 環境パートナーシップ会議の江口と申します。よろしくお願いいたします。

ネオニコチノイドに関しましては、先ほど来議論があるとおり、問題はこれまでからありましたが、やはり生物多様性がまた注目されている中で、ある意味社会的なタイミングというか、時期を捉える 이슈だと思っていますので、ぜひ取り組んでいただきたいというところがございます。

具体的な内容については中下先生が十分おっしゃってくださいましたので、今回私が初めてということもあり、議論の進め方についてコメントいたします。先ほど橘高先生がおっしゃっていた、農薬を減らす努力を農家にだけ押しつけるべきではないというご指摘は非常に重要な観点だと思っていまして、今回の事務局のまとめもそうですけれども、農薬などの個別の課題を掘り下げて解決を目指す議論の方向

性と、むしろこういった議論をいろいろな場所でより円滑にしていくための普及啓発であったり、この場以外での政策対話をどうしていくかということも結構議論が必要なのかなという感想を持ったところでございます。

(亀屋座長) ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。前のページにもプラスチック類の話とかP F A Sがホット 이슈になっていますけれども、いろいろ御意見を頂いておりますが、追加等で御意見があれば。崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) 崎田です。5 ページの最後の項目として、放射性化学物質というテーマがあります。これは私が出した意見ではないので、違う視点から発言したいのですけれども、今、福島、あるいはそれ以外でも放射線リスクコミュニケーションを推進しています。

現場のいろいろな動きをしている方たちのアドバイスをさせていただきながら、放射性物質のリスクコミュニケーションを今進めているところなのですけれども、その実感からいうと、今まで放射線の話が社会で一般化していなかったもので、低線量のケースまで行っているところでも社会の健康への誤解とかいろいろなものがあって、コミュニケーションがなかなかうまくいかないということもかなり感じられます。

そういうことからいうと、ここの方の御提案だけではなく、いわゆる放射性物質に関する自然放射線を含む放射線と私たちの暮らしとか医療も全部含めて、どのように暮らしていくのかということ、放射性物質のリスクコミュニケーションというテーマが後半のコミュニケーションに入ってきてもいいかなと思っています。よろしくをお願いします。

(亀屋座長) ありがとうございます。私の不勉強で申し訳ないのですけれども、非常に大事なテーマだと思うのですが、放射性の化学物質はG F Cの中でどういう整理になっているのでしょうか。もし分かれば教えていただければ。

(高木室長) ありがとうございます。たしか去年もあった気がしますが、G F Cはあくまで化学物質ということで、放射性物質はG F Cの枠組みの中での対象ではないというところ です。

今回、こういった形で懸念課題として皆様に挙げていただいた中で、こういった問題を入れていただいたと。今、崎田様がおっしゃられた課題も非常に大事だと思いますし、私どもの部局でもリスクコミュニケーションは非常に取り組んでいると

ころですので、もちろん大事な部分だと思います。

(亀屋座長) ありがとうございます。中地さん、お願いいたします。

(中地委員) 中地です。話題を元に戻してしまうのかもしれませんが、農薬の問題に触れて、農水省さんからみどりの食料システム戦略を推進しているという御説明があったかと思うのです。1つの枠組みとしては、下水汚泥を堆肥化して、農薬を減らす、有機農業を進めるというのが1つの筋道としてあるわけですが、G F Cでも言っている化学物質のライフサイクルの管理というお話でいうと、下水汚泥に含まれている化学物質はどういったものがあるのかということをもうちよっいろいろな方々が調査したり、研究したりする必要があるのではないかと考えています。

特に個別物質でいうと、1番の有機フッ素化合物の汚染という話でいうと、確かに水道水や飲み水、地下水由来の摂取経路もありますが、農作物がどのように汚染しているのか、それ経緯で人のばく露があるのかということは今までほとんど情報が出てきていませんので、情報提供していく必要があるのではないかと常々思っています。

熊本もそうなのですが、P F A Sによる地下水汚染の汚染源が分からないというところもありますし、その水がどのように人体に影響を及ぼすのかというところで、食べ物経由が非常に重要だと思いますので、その辺を関係する農水省さんや国交省さんと調査研究を進めていっていただきたいというのが私の意見です。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。ホームページを見ると、たしか農水省も調査をやられていると拝見できると思うのですが、そんなにたくさんあるわけではないという感じも致します。ぜひお願いできればと思います。

槌田さん。

(槌田委員) まず、中地さんのお話のP F A Sの農作物の汚染は、今いろいろな情報が出てきています。なのですごい低濃度の汚染でも気にしている人がたくさんいるということで、対応していただきたいことです。

実は、すごい低濃度でということで放射性化学物質を挙げさせていただいたのは私で、クリアランスレベルを国が決めて、生涯影響がないですよというリスクコミュニケーションの中で、福島的第一原発の放射能で汚染されたいろいろなもの、それから原子炉を解体したときに出た鉄材とかがいろいろなところに使われてしまっ

ている。

汚染されたものを濃度レベルが良いか悪いか、拒否する人がこれだけ多いものを広く使ってしまうというのは、科学的に安全だからというのと違う議論をしなければいけないことだと思っていて、そういったことがリスクコミュニケーションの技術の中に盛り込まれるべきだということも含めてここで提起させていただきたいと思いました。

(亀屋座長) 中下さん、どうぞ。

(中下委員) とても重要な問題の提起だと思います。というのは、低濃度ばく露については、科学的知見がみんなで一致してこれは間違いないですというレベルではなく、日進月歩とにかくいろいろな情報が出ている状況だろうと思います。

その中でこういう問題にどう対処していくのかというのが問われていて、そういう中でこそこういうリスクコミュニケーションの場がとても重要なのだと思います。そういう意味では、PFOSとPFOAはそれなりの科学的データがありますが、それ以外のものはほとんどないです。ただ、構造的には炭素とフッ素の結合ですから、永遠の化学物質と言われるぐらいですから、難分解、そして脂肪とも限らないけれども、蓄積性があるということが分かっている。

その共通の性質を持っているとしたら、毒性が分かってくるのは時間差があるということなのです。毒性研究はそれこそ何十年単位でかかりますから、そうしないことには結果が見えてこない。そういうものに対して人類の英知を発揮して手を打っていく。そこは科学的根拠がなければ国がなかなか規制できないところです。そういう意味で、市民、産業界も参加した場において皆さんが議論して英知を出していく必要があるので、そういう意味では環境省も総合戦略会議と銘打って出しておられますけれども、まだ総合戦略の具体像が出てこない、打ち出されていないのではないかな。

先ほど高木さんの御紹介のありました水銀条約は大変良くできた条約だと思います。そして、その受け皿になっている水銀法、国内法も非常に良くできていると思います。あれは化学物質管理の1つの在り方を示したものだと思って、PFASは個別物質ではなくてグループなのだけれども、管理の考え方はあれで行けないだろうか。その用途については代替品を考えて、それを何年後までにやるという年次目標を立てながら、計画的に1つずつつぶしていくというやり方は学べき管理手

法だと思うのです。P F A S もそのようにできないか。

そして、水銀条約はおっしゃるようにライフサイクルで全部やっていますから、原料採取の段階からのばく露、さらには製造過程の発生源対策であるし、製品対策であるし、廃棄物対策までライフサイクル全部が管理されている状態でできています。ここがすばらしいと思っているのです。なのでP F A S もそのようにしなければだめです。製造禁止にただけでは済まない問題がある。今の水汚染もそうです。汚染サイトの問題は汚染サイトの問題として対策を講じていく。その対策の在り方とかをリスクコミュニケーションで話し合っていくというのがいいのではないかと思いますので、個別物質についてのテーマとして、P F A S 問題はとても大事な問題ではないかと思います。

(亀屋座長) ありがとうございます。中下さんが言われたように、特定のP F A S については取組も大分進んできていますし、P O P s 関連も海外との関係もありますけれども、対応が進んできているのではないか。

先ほど榎田さんから御指摘があった低濃度のものであるとか、たくさんあるものをどうするかといったところで非常に参考になったと思ったのは、科学的な議論とは異なる議論をどうやるかというのは、政策対話でもどういう議論ができるのか分からないですけれども、やってみるのも面白いかなと思いました。ありがとうございます。

そのほか。崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) 後ほどもう一度発言してもいいのですけれども、今、中下さんの御発言を伺いながら、今規制が明確にできないものに対して懸念されるようなデータが見えてきたときに、こういう場でみんなで話し合って、規制ではなく、例えば産業界の方が率先して管理手法をもう少し徹底するとか、消費者自身もしっかりと取扱方を考えながら製品を使うという感じになっていったらすばらしいと思っています。

それを考えて、今日の資料のコミュニケーションにエコチル調査のデータをしっかりとみんなで活用していくようなことを考えたほうがいいのではないかというテーマを出しました。それは、中下さんがおっしゃったような気持ちを込めて書きました。

今、研究者の方が10万人の方を10年以上調査しているということで、研究者の方がいろいろな論文を出し始めておられますが、論文が二百幾つたまりましたという

ことで、研究者の方は関心が高いけれども、それをどう活かすかということに関しては、こういうところで議論していくことも大事なのではないかと考えております。

ですから、今出ているいろいろなデータは、非常に多くの方の現実のデータを見ると、妊婦さんとかそういう時期に例えば殺虫剤とか噴霧性のものをしょっちゅう使ううちにアンケートを取っておくと、そういう方たちのお子さんのほうが使っていない方よりもグラム数が10グラムぐらい低いというデータは出てきているのです。だから規制するという話には直結しないようなデータですけれども、みんなですそれをどう管理して、みんなが楽しく健全に暮らしていけるようにするのかということにつながるのではないかと考えて、こういう場でそういうことを話して、業界の方や消費者団体みんなで新しい波が起こせたら素晴らしいと思っています。

(亀屋座長) ありがとうございます。橘高さん、どうぞ。

(橘高委員) 先ほど座長が槌田さんが安全・安心の件で科学的な議論とは異なる議論をするとおっしゃったとまとめられていたのですけれども、市民団体も別に科学的なことを無視していいと言っているのでは全くなくて、科学的に何が統一見解なのかというのもないわけです。何ををもって科学的に立証されているかということすら専門家の間で意見の違いはあることだと思っています。

ですので、安心というと科学的な知見を無視してということではなくて、分からないことがあるということを前提として、科学的に明らかになっているところがどこまでかということについても、共通認識を持つようにしながら、その上で分かっているけれども、なお規制するかしないかは社会的な合意形成が必要なのではないかと考えています。恐らく、そこは同じ意見なのではないかと思うのですが、誤解が生じないかと、気になりましたので意見を述べさせていただきました。

(亀屋座長) 全くそのとおりです。言葉足らずのところは大変申し訳ございません。今フォローしていただいたとおりだと思っています。

まだほかにあるのですけれども、個別課題のほかに次に出てくるのが、いろいろな個別課題をどのようなアプローチで議論していくかということなのかなと思って、今リスクコミュニケーションの話とかを先に出していただきましたが、時間もあって一通り議論したいと思いますので、先に進ませていただきながら、それぞれの情報伝達、評価手法、リスクコミュニケーションのところで個別課題に触れていただければと思います。よろしくお願いいたします。

次の6ページには情報伝達としてあるわけなのですが、リスクコミュニケーションなどにも関わるかと思うのですが、いろいろなものを出していただいております。化学物質関連の情報の精度が低いであるとか、なかなか流通しないといった御指摘とか、以前から出ていますけれども、表示の話とかいろいろ挙げていただきました。

この点に関して追加とか御意見があったらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほど環境省さんと農水省さんにお伺いさせていただきましたので、経産省さんでこういった動きをされているのではないかと思いますので、大本さん、いかがでしょうか。何か追加とか現状の御説明等ありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(大本課長)

経済産業省の大本と申します。よろしくお願いいいたします。情報伝達ということで、次世代の製品含有化学物質情報と資源循環プラットフォームのCMP構想を簡単に御紹介させていただければと思います。

CMP構想でございますけれども、現在約60の企業、団体が参加して検討を進めている構想になりまして、CMP構想ではサプライチェーン内における正確かつ迅速な製品含有化学物質の把握に加えて、資源循環に向けたリユースリサイクルの材料、情報、要求に対応するために、情報伝達可能な製品環境に関する情報伝達基盤を業界の垣根を越えて構築する取組をしているところでございます。

これにつきましては、今業種を超えて検討しているところでございますけれども、国際規格も意識しながら、現在検討を進めており、特に電気電子、自動車業界からの連携も開始して、今後順次業界を拡大して業界横断型で目指していくという取組になります。今は基本設計の段階でして、今後大規模実証も含めた取組をしていくところでございます。

今後の課題かもしれませんが、いかに情報が見える化していくかが大事になってくると思いますので、ここは業界だけによらない形でのトータル的な流れの中で、消費者を巻き込んだ形でやっていくことが大事だと思ってございます。本件は経済産業省からも支援を行っているということで、引き続き取り組んでいければと思います。

また、環境省さんでもそういうところの取組もやられているというところで、そ

ことの連携もしっかり取り組んでいければと思っています。

私からは以上でございます。

(亀屋座長) ありがとうございます。挙げられた課題の中にD P Pという言葉も出てくるのですが、今御紹介いただいたC M PとD P Pはどう同じでどう違うのかというのを御説明いただければと思うのですが、いかがでしょうか。——大本さん、聞こえていますか。——切れてしまったかもしれないですね。またつながったらにしたいと思います。

経産省さんから御紹介いただきましたけれども、そのほか皆さんから御意見いかがでしょうか。

どなたが出されたものか分からないのですが、一番上にある化学物質と廃棄物管理に関する情報の非対称という言葉で表現されているのですが、出された方、非対称というのはS D SとW D Sで書き方が違うという意味合いなのか、どういう意味合いで書かれたのか補足していただければと思うのですが、どなたかお分かりになる方おられませんでしょうか。

(竹ヶ原委員) これは私が出したものですが、ここでいう情報の非対称性は、例えば土壤汚染などを考えていただくと、現在の土地の所有者、占有者と、過去の汚染原因者との間で生じるようなものです。汚染された土地が事後的にマーケットで取引される段階では、融資する銀行やその時点での関係者には、リスク情報が共有されていない。そういう意味での情報の偏在という意味で申し上げます。これからサーキュラーエコノミーが進展し、マテリアルベースでの資源循環を進める場合、実際に素材の中にリスクが含まれているのかどうか、あるいは、重厚長大産業の産業構造転換が進み、用地の再開発を進めていく際に、重篤な土壤汚染があるかどうか、などの問題が制約要因になりかねない懸念があります。化学物質の情報が共有されていないことがいろいろな意味で経済活動の制約になってくるという観点で申し上げた次第です。

(亀屋座長) ありがとうございます。非常によく分かりました。さっきのC M Pもそうですし、D P Pもそうですし、そういったのと非常に関連深い御提案なのだなと思いました。

そのほか情報伝達のところいかがでしょうか。崎田さん、どうぞ。

(崎田委員) 情報伝達のところは大事だと思って、私もこのページの一番下の意見を書きました。これを書いたときの趣旨は、今、情報伝達が大事だということで、産業界の皆さんはサプライチェーン全体でというお話をいろいろとされて検討されていると思いますけれども、そこと消費者をちゃんとつないでいくということと、その後の廃棄のことを考えると、廃棄せずに再生資源化していくという新しい流れがあるわけですので、本当の意味のライフサイクル全体での物質情報はつながりやすいかもしれませんが、化学物質情報をそこにちゃんと載せていくというのは大変重要なことだと思っています。

いわゆるサーキュラーエコノミーの関連でいろいろなところで検討が始まっていると思うのですが、ぜひ化学物質のことなどに関しては、多様な主体が入っている場ですので、みんなで共有して新しい可能性が出れば、大変良い場なのではないかと思って書きました。よろしくお願いします。

(亀屋座長) ありがとうございます。橘高さん、どうぞ。

(橘高委員) 化学物質と廃棄物管理に関する情報の非対称性というキーワードが出てきました。国際プラスチック条約 I N C 5 が再来週予定されて、プラスチック削減のためにリサイクルをどう進めるかという話も議題に載ってくると思います。

プラスチックをリサイクルするときには、プラスチックの素材の中に含まれている添加剤や有害化学物質も共に循環してしまうことになりますよね。そのときに本当にリサイクルしていいプラスチックなのかどうかということが大きな問題になってくると思います。

そして、既に大量のプラスチックが市場に出回っているのですが、出回っているプラスチックの中に何が含まれているのか分からないけれども、回収してリサイクルしなければいけないというのが現状だと思っています。これから作るプラスチックについて、中に何が入っているのかが明確に分からない状態のまま作っていいのだろうかというのが大きな課題だと思っています。

(亀屋座長) ありがとうございます。産業系のものだとある程度のところまで分かるのかもしれないのですが、特に消費者製品などになるとなかなか分からないですよね。これまでのリサイクルは、どちらかというと分別すればリサイクルという発想でやっていたものが、プラスチックの場合には分別というわけにいかないですから、今の御指摘のようなところをこれからどうしていくのかは非常に大事なことだと思

います。

そのほかよろしいでしょうか。——そうしましたら、次に進ませていただきまして、7ページが評価手法ということでございます。化学物質のリスク等をグループ化して評価するであるとか、新しいアプローチ、NAMsなどを使っていった効率化したらいいのではないかと、環境排出係数の精緻化ということで御提案いただいておりますけれども、何か追加、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。日化協さん、挙げていただいておりますのでよろしく願います。

(須方委員代理(三橋)) 日本化学工業協会の三橋でございます。

評価手法のうちNAMsと環境排出係数につきましては、私どもで提案させていただきました。先ほどから個別物質について非常にたくさん御意見を頂きまして、産業界としても今現在取り組んでいるところもございますし、今後お知恵を拝借したいところもございますけれども、それぞれの物質の対応を通じて汎用的な解決を考えていくためにも、評価手法ですとか先ほどの情報伝達のように仕組みを整えていけると、産業界としては個別に対策が取りやすく、より早く安全な結論にたどり着けるのではないかと提案した次第です。

特にNAMsの規制利用に向けた法の整備と書きましたのは、私どもも実際開発のスクリーニングの時点ではNAMsを使ったりしているのですけれども、最終的に製品を開発して、法適合を調べる上では法に基づいた試験を行わなければいけません。それが実際使っているNAMsとスクリーニングで使っているものと整合性が取れなければ、改めて試験をやらなければいけないといったこともございますので、できる限り最初から法にのっとった形で試験を進めたいということもありますので、法の整備を行政と共に考えさせていただければと考えております。

繰り返しになりますけれども、個別物質の対応を解決する上で、グループ化といったご提案もあるようですけれども、むしろ評価手法など共通のものをできるだけこういう場で議論させていただければと考えております。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。こういった評価手法を専門家で議論しても、100%これだというのはなかなかないというのも現実ですけれども——中下さん、よろしく願います。

(中下委員) ありがとうございます。ただいまの御提案に対しまして、私どももグループ化していかない限り、P F A Sは1万種あるわけです。1年に1個やるというのは大変なことです。1年に1個なんて絶対にできませんけれども、それをやっても1万年かかる。これは常識的に考えられないことなのです。別の方法を考えざるを得ないのです。私は、皆さん方がのんびりしているなと思っているのです。

E Uは1万種全部やめますと決めました。それ以外の国々も例えば10種ぐらいのP F A Sについては段階的廃止を決めていっています。ビスフェノールAだとかフタル酸類については、ここに書かれておりますようにビスフェノールSが問題になったり、同様の構造を持っているわけですから、やっていく中で同じような結果が出てくる可能性はあるのです。どちらかという高いかもしれないぐらいなので、真剣にグループごとの評価を考えて。

ただ科学的には難しい部分があるのだろーと思いますけれども、日本ではその動きが全然ないのが不思議なぐらいで、他の国々はこのように代替に変えていったものが全部悪いというのが分かってきて、また禁止せざるを得ないみたいないたちごっこになっている。そのことは産業界にとっても良くないですので、これは使えないものとして別の物質の開発に励んでくださいといった形の方針をまず提示していくことが大事なのではないかと思います。ぜひこの場で忌憚のない意見交換をしたらどうでしょうか。

(亀屋座長) 本当にそのとおりだと思うのですけれども、どのようにグループをまとめるかというところ、1万物質というと多分フッ素化合物全部、有機フッ素全部みたいなことになるのですが、中には使っていいものもあるわけです。原則使わないけれども、これは使っていいという考え方、例えば医薬品の審査をするというのものもあるのではないかと思うので、その辺をどういうやり方をすれば使えるものは使えて、使えないものは使えてとなってくるのではないかなと思うのです。

グループ化というのは、専門家で議論していてもどういうグループ化ができるのか。合理的にという意味ですけれども、議論になるところです。その辺で御提案等あればまた頂きたいと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。――前に進ませていただきます。8ページに先ほどからいろいろと御意見が出ていますけれども、適正管理とリスクコミュニケーションということで意見を頂いております。適正管理というのは、

カテゴリーの名前としてどうかなというのはあるのですけれども、内容的に関連するところも入っておりますので、また御意見を頂ければと思いますが、御自由に御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

一番下に労働者の安全衛生教育とあるのですけれども、私からするとある程度やられている部分もあるのではないかと思いますのですが、特にG F C等で集中してやっていくべき課題としてどういうところを考えておられるのか。労働者ということですので、どなたにお願いしたらいいのだろう。

(富田委員) 連合の富田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料に連合が行った労働安全に関する調査結果を載せておりますが、教育の手法自体が形式的で内容が身につかない、全ての労働者に教育が行われていない、正規雇用の方でも労働安全への関心が薄まっている、適切に評価や指導できる人がいないという結果が調査を実施するたびに出ています。職場の中にまだ課題が残っていると思っております。

いずれにしても、化学物質は、取り扱う現場で安全に扱うことが労働者にとって何よりも大事なことです。こうした視点も参考に労働安全確保に向けた対応の実践方法についても御議論いただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

(亀屋座長) ありがとうございます。今御意見を頂きましたけれども、厚労省・土井課長、いかがでしょうか。何か追加等で御意見があればお願いいたします。

(土井課長) 厚生労働省の土井です。労働者の安全衛生教育という点で御指摘いただいておりますけれども、私どもは労働者の健康障害を防止するという観点で、化学物質にばく露することによって健康障害を生じないように各種の対策を進めているところ です。

そのうちの1つに安全衛生教育もちろん入っております。労働安全衛生法では雇入れ時の教育ということで、労働者を雇ったときには教育しなければいけないという法律上の義務規定がございます。その中には原材料の危険性とか有害性についてもしっかり教育しなさいでありますとか、作業の手順も含めて教育が必要だとかの規定がありまして、事業者には教育をお願いしているところでございます。

それから、安全管理者、衛生管理者というのも法律上の義務として選任しなければいけないということで、これらの管理者に対する教育も実施していただいております。

ます。

このほか、最近の法令改正により、危険、有害な化学物質を取り扱う企業においては、化学物質管理者を選任しなければならないということになりまして、化学物質管理者が実際に化学物質を取り扱う労働者の教育も担当し、必要な知識をしっかり身につけていただくということも本年4月から義務化されております。

また、教育の内容もマンネリになってはいけないということで、例えばeラーニングの教材を作成して、厚労省のホームページにアップしたり、動画教材も含めて公開したりという活動を行っております。

人材育成の観点では、先ほどの化学物質管理者のほかにも化学物質の専門的な知識を有する者の育成も行っているところでございまして、こうした活動を通じて働く方々の安全を確保していきたいと考えております。

(亀屋座長) 詳しい御説明ありがとうございました。橘高さん、どうぞ。

(橘高委員) 懸念課題というわけではないのですけれども、化学物質の名前が法律によって違うという問題がいまだに解決されないままで、解決の見込みもないのかなと思っています。私も化学物質の専門家ではないのですが、化学物質について調べようと思うと、法律ごとに同じ物質の名前が違う、労働衛生の法律と化学物質の管理で違うということで、非常に難しいと思っておりますので、新しい懸念課題ではないのですけれども、対応されていない課題として改めて化学物質の表示の統一の問題があることをお伝えしたいと思います。

それからもう一点、今日の会議の冒頭に高木さんから各国それぞれ特有の問題があるということで、オーストラリアはオーストラリアなりの課題意識を持って取り組まれているというお話がありました。日本なりにほかの国とは違ってより考えていかなければいけないことということで、8ページに指摘がありますが、日本は災害のリスクが非常に高いと思いますので、それを踏まえてどういった準備をしていかなければいけないのかというところはあるのではないかと考えております。

(亀屋座長) ありがとうございます。中地さん、先に手が挙がっています。お願いいたします。

(中地委員) 中地です。橘高さんの発言の前に戻ってしまうのですけれども、労働者の安全衛生教育というお話で、厚労省さんからも説明がありましたが、今化学物質を扱う職場については、リスクアセスメントが義務づけられて、その結果についてはきち

んと労働者の人に説明しなければいけないという話になっているわけで、労働者になったから説明を受ける前に、政策対話で一旦結論が出ていることかもしれませんが、国民全体の化学物質に関するリテラシーというか有害性等のリスクについての理解を促進するというのは、学校教育、労働者の教育も含め段階的に進めていかなければいけないので、テーマとしてその辺をどのようにつなげていくのかということとを、リスクコミュニケーションを進めるという観点から、全ての利害関係者が対等の立場で参加できるような切り口はどのようにあるのかということは議論していただいたらいいのではないかと思います。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。

(中下委員) 一部中地さんと重なる部分がありますが、まず第1点の化学物質教育に関しては全くそうで、私は弁護士なもので労災事件をやるわけなのです。そうすると、安全教育はありますけれども、頭に入っていないです。だから器具も使わないでばく露してしまうということがあるのです。職場の中では多々あります。

なのでベーシックなところから学んでいないと、消費者もそうで、表示の見方とかいろいろ教わってもぱっと見ても分からないから選択に結びつかないというところがあるのです。だから学校教育で教えてほしいと思いますし、以前政策対話でも産業界も一致して皆さんで合意したことがあるので、後で調べていただくと分かるのですけれども、それについてどのようにしたら実現できるのかをもう少し考えていただきたいというのが1つ。

もう1つ、災害時の対応です。ここは私も気になっていて、化管法の中に自主的取組ですけれども、そういう条項が設けられたこと自体は評価します。ただ、条例で義務づけもあるという御意見もあるように、そういう条例もできているぐらいだし、国でも義務づけをもう一度考えていただけないかなと。

毎年のように今までなかった災害ばかり起こるのです。温暖化の中で気候変動していますので、避けられない事態だと思います。そのときに後からああしておけばよかったというのは遅いので、ぜひ前向きに環境省で御検討いただけないかと思っています。

(亀屋座長) ありがとうございます。環境省、どうぞ。

(鮎川課長) 環境省でございます。御意見としてお聞きしますが、この場は多様な主体が来

ていただいて、それこそ産業界の方が複数来ていただいているという中で、自主的に任せたら不安だから全部義務づけという議論はこの場にあまりなじまないのかなと。むしろ産業界の方に聞いていただいて、災害対応していますよね、皆さんどうお考えですかという中でコミュニケーションを取っていくというのもこの場のものすごい重要な——もちろん制度所管庁として参考意見として聞きますが、この場の意義としてむしろ産業界の方々が自主的にやっているのであれば、しっかり自主性の中でどうブラッシュアップしていくというか、ランクアップしていくかといったほうがこの場での建設的な議論としていいのかなというのが私の個人的な感想です。

(中下委員)　ありがとうございます。全然異論があるわけではございませんが、以前たしか災害時の指針を設ける前にも政策対話で意見交換したかと思います。そのとき以来設けられて、どのぐらい改善があったのか、それでは限界があるのかどうか。産業界の意見を聞くのももちろん大事ですけれども、その辺はむしろ環境省から御報告と共に産業界の意見も聞いていただけたら、私は一市民として災害時に近くに化学工場があったら困るなと思うぐらいなので、そういう立場で物を申し上げました。規制をしていただきたい。

(亀屋座長)　ありがとうございます。御質問申し上げて申し訳ないですけれども、小ノ澤さん、自治体の立場から見て、この辺は実際困っている課題があるとか、現状とか何かありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(小ノ澤委員)　埼玉県の小ノ澤です。

特に課題ということもないのですけれども、今でいうと企業さんがBCPをつくっていらっしゃって、それはそれで動いている部分があるかと思うのです。化学物質についても、規制の中で物によっては例えばタンクなどだと漏れたときに全部フォローできるだけの防油堤とかがあるかと思うので、その辺を考えていらっしゃるところはちゃんと考えていらっしゃる。産業界の方でもやっていらっしゃる。きちんとしたところはやっていらっしゃる。

そうでないところがあるかどうか全部は分かりませんが、漏れたところがどうなるのか。災害などで見ているとあまり全面に報道で出てこないですが、恐らくどこかで漏れてしまっているところもあるのだろうと思いますし、東日本大震災のときは埼玉県内でも環境中に若干漏れたものもあったりして、対応した

こともあるので、できるだけ考えていただければありがたいと行政機関として思います。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。環境省、どうぞ。

(高木室長) ありがとうございます。先ほど環境省の指針後の活動という意味では、我々は結構アクティブにやっております、国環研とも連携して、管理指針を基に特に自治体での災害対応強化という意味でいろいろな取組をしています。

まず最初に国土強靱化計画を国として出していて、その中の計画に位置づけまして、自治体が災害時の化学物質の事故みたいなものの対応の指針だったり対応マニュアルをつくるといったものを計画に位置づけて、国はそれを支援するということにしていまして、ついこの間は机上演習というのをやって、自治体関係の方に地環研とかも含めて国立環境研究所の方が音頭を取って集まっていただいて、実際に事故をシミュレーションして、私も入ったのですけれども、〇〇化学工場で事故がありましたと。河川に色がついていますという場合にどういう対応を初動でやって、測定してどうするか。飲み水、水源はどうするかをシミュレーションしながら、皆さんで対応策を話し合う。実際何か起こったときの即時対応につなげていくという取組をいろいろ始めています。

これは今後も引き続き強化していきたいと思っていますし、個別の自治体でモデル的にやってみるというのも計画していますので、そういった部分を今後も紹介できればと思いますし、また広げていければと思っています。

(中下委員) ありがとうございました。私も災害対策の中に化学物質管理を位置づけることがうまくできれば——災害問題、防災問題は市民の関心が高いのです。でも、申し訳ないけれども、P R T Rは市民の関心が全然ないのです。だからそれに代わって災害の中に化学物質対策を入れ込んでいくという方向で災害対策を考えてほしいと思っていたので、指針がそういう役割を果たされているということは良い方向だと思いますが、なおさらそこが義務づけになれば、みんながそうせざるを得なくなり、化学物質についての市民の関心を併せて喚起できるという一挙両得の非常に良い政策ではないかと思います。

(亀屋座長) ありがとうございます。先ほど御紹介があった国立環境研の研究グループの方々も、災害時の対応をきちんとできるようになれば平時の対応もできるといった

形で、いろいろな技術開発も進めていただいていると聞いておりますので、さっき教育もありましたけれども、いかに常日頃から継続してやっていくということかなと。またそういったところで議論できればと思います。

崎田さん、お願いします。

(崎田委員) 今の話は大事なのですが、別のテーマに移っていいですか。災害対応で化学物質の話、地域で情報を共有しておくというのはすごく大事なことなので、そのようになっていくのは大賛成です。

私が今手を挙げたのは、先に発言してしまいましたけれども、リスクコミュニケーションでエコチル調査結果をうまく活用したらどうかということを書かせていただきました。5年間ぐらい、環境省でエコチル調査結果をどう活用するかということで、地域の子育て世代との対話という事業があったと思っています。そのときにはいろいろな地域で10人から20人ぐらいの若い方に来ていただいて、大学の先生とか学生さんと連携した対話の場をつくるという作業でやっていたのですが、それなりに報告書も出してしっかり取り組んだ流れだと思っています。

その次のバージョンとして、いろいろな論文も出てきましたので、化学物質を活用して製品を作っているメーカーの方とか消費者の方が一緒になって、こういう成果というか研究結果をどう読んで、自発的にどう動くのかみたいな話ができるようにこの場でなったらいいなと思って、このように提案させていただきました。よろしくをお願いします。

(亀屋座長) ありがとうございます。先に経産省の大本さんから手が挙がっておりますので、よろしく願いいたします。

(大本課長) 経産省の大本です。先ほどD P Pの御質問があったときに通信が途絶えてしまって、D P Pの話はもう大丈夫という理解でよろしいですか。

(亀屋座長) はい。

(大本課長) 先ほど高木さんから指針の話があったので、私もコメントします。高木さんから大体御説明いただきましたけれども、若干補足としては、今年2月に事業者による災害対応とかP R T Rの管理指針の一環でございますが、具体的な方策を検討する好事例集を公表してございます。地震災害対応、平時もそうですし、実際に起きたところで、こういう団体でこういう取組をしているとか、場合によっては地方自治体との連携も含めたものをまとめた30ページぐらいの資料が公表されております。

これについては、事業者の皆様に活動していただくべく、化学物質管理セミナーを先週 7 日にも 1,000 人弱オンラインで聴講していただいておりますけれども、広く周知するべく、今対応している紹介でございます。

以上でございます。

(亀屋座長) ありがとうございます。先ほどから日化協・三橋さんが挙げられていたのですけれども。

(須方委員代理(三橋)) 日化協・三橋です。

先ほどの話に戻りますけれども、災害対応ですとか人材育成に関連して、産業界としては実際に日々化学物質を扱っている中で、災害に向けた B C P も事業所ごとに策定しておりますし、そもそも化学物質の安全性を理解し、管理に関する知見を持った専門家はそれなりの人数おります。

レスポンシブル・ケアの取組を通じて、できる限り企業の持っている知見を社会に還元していきたいと取り組んでいるのですが、企業の専門家を教育のために派遣できる場も少なく、認知度が低いことから、社内の専門家が対外的に活躍しにくい状況にあるかと思っております。

ですので、人材育成の一環として、公的な場で企業の専門家もうまく活用していただけるような仕組みがございましたら、私どもとしても社会貢献できる機会が増えるのではないかと考えておりまして、発言させていただきました。

以上です。

(亀屋座長) 環境省、どうぞ。

(高木室長) ありがとうございます。今の御意見に関連して、環境省で化学物質アドバイザーという制度をずっとやっておりまして、化学物質のリスクコミュニケーションに関しての講演ですとか、コミュニケーションのファシリテーターといった役割として派遣する制度がございまして、先ほどの労働者の安全教育にも絡みますけれども、厚生労働省さんで今回、化学物質管理強調月間を設定して、我々もそれに協力させていただいて、2月に強調月間記念の無料キャンペーンと題して、厚生労働省さんに労働安全関係の方々にも周知いただいたところです。

今、化学物質アドバイザーの引き合いが多くなっておりまして、そういった制度も活用して、民間から御知見のある方がそういったものに登録いただいて派遣いただくということで、リスクコミュニケーションが進んでいければと思っております。

ので、その報告と主体間連携という意味でも良い効果が生まれていますよという紹介です。

(亀屋座長) ありがとうございます。時間がだんだんなくなってきましたのですけれども、最後まで御意見を伺いたいと思ひまして、9ページにその他ということで、ほかと区別しにくかったものがまとまっているのだと思うのです。先ほど御意見にもありましたけれども、生物多様性関係とのリンクといったこととかも挙げられておりますが、9ページに関しまして何か御意見等ありましたらお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。江口さん、よろしくお願いいたします。

(江口委員) 9ページにかかわらず全体に関してもよろしいでしょうか。

(亀屋座長) 終わりに近づいてきましたので、全体でも結構です。よろしくお願いいたします。

(江口委員) ありがとうございます。主体間連携という言葉が今回フォーカスしていただき、すごく良いことだと思っているのですけれども、捉え方の整理が要るだろうと議論を聞きながら思っていました。冒頭の中下さんと高木さんのやりとりにあったような「より合理的な執行のための行政とその他のステークホルダーとの対話」という、ガバナンスを一緒に行うという意味での連携は非常に大事で、理想的だと思います。けれども、そこにたどり着くのは結構大変ですし、このメンバーも新しい面々もいれば、異動で着任される方も多くいる中で、いきなりその状態を目指すよりも、プログラムを一緒に行うという連携を通じ、その先に中長期的なガバナンスを一緒にやっていくという段階をつくらないと、対立構造的なものに陥ってしまうという懸念を持ちました。これは新参加者の感想と思って聞き流していただきたいと思うのですけれども、本日も発言量に偏りがあったように感じます。

プログラムレベルでの連携という意味では、企業さんとしては出前授業や社員研修など様々なことを既にされていると思うので、そういったプログラムの御披露をしていただくとともに、崎田さんがおっしゃったことと近いと思うのですが、その中で消費者が機会とかツールをまだまだ使いこなせていない部分を、プログラムレベルで上手く連携していきながら、より高度なガバナンスレベルでの連携、協働に段階を踏みながら成熟させていく、そういった観点が重要ではないかと思ひました。

以上です。

(亀屋座長) ありがとうございます。個別物質の課題もいっぱいありますし、そういったところでの議論も1つのケーススタディかと思ひます。ほかのいろいろな機会を通じ

てそういったことが醸成されていくといいのではないかと思います。

ウェブで有田さんからアドバイザーの人数についてお問合せがあったのですが、多分今すぐに数字が出てこないと思われますので、後ほど環境省から御回答をお願いいたします。

(有田委員) 有田ですけれども、実は当初のアドバイザーの立ち上げのときから関わっていて、そのときから増えているのかどうなのかということをお伺いしたかったのですが、現在の状況で活躍されているということだったので、よかったというのが感想でした。

それから、先ほどリスクコミュニケーションのことを崎田さんがおっしゃって、エコチルのことでデータなども活用してということだったのですけれども、例えば内閣府の食品安全委員会のPFASの評価書では、完全ではないですが、全部読み込んだときに、エコチルでは北海道の大学だけしか論文になっていないから、データとしては使えないということだったと思うのです。

市民・消費者団体の発言が多かったので、私も途中手を挙げようかどうしようかなと悩みながら考えて、最後に長い発言になってしまったのですが、そのようなことも含めてこの後1回しかないところで6月にまとめていくというときに、いろいろな意見をどのようにまとめていかれるのかということも考えながら、議事録が非常に誤字脱字が気になっていて、そちらを見ていると発言が脱線してしまいそうなのですけれども、中地さんがおっしゃったように、みどりの食料戦略システムに少しだけ関わりましたから、いろいろなところが重要だなと思いながらも、あちらを立てればこちらが立たないという、いろいろなことを言うと極端な議論ができなくなってしまう中で、両方理解しながら進めるためにはどういう議論をしていけばいいのかななどという感じで、人ごとみたいな感じですがけれども、伺っておりました。

以上です。済みません、長くなりました。

(亀屋座長) ありがとうございます。3時を過ぎてしまつて大変申し訳ないのですが、今日特に懸念課題で1時間20分時間があつたのですが、皆様からたくさんの御意見を頂きまして、大変ありがとうございました。

今、有田さんも言われたように、まとめなければいけない部分は実行計画の部分についてだと思いますので、個別の懸念課題について今後どうしていくかというのは、政策対話の場で今日いろいろ頂いた意見を基に、毎回いろいろ御意見を伺うわ

けにはいけないと思いますので、準備会合等を通してテーマを絞って議論させていただければと思っております。

時間が来てしまったのですけれども、ちょっと延長して、次回に向けて今日ここだけはというのがありましたら伺っておきたいと思いますが、何か特段ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら事務局で今日出た意見をまとめていただいて、次の会合、その前の事前会合等に反映させていきたいと思っております。

今日は長い時間になりましたけれども、いろいろ御意見を頂きまして、ありがとうございました。

これで議事が4つ目まで進みましたので、事務局に進行をお返ししますので、よろしく願いいたします。

(高木室長) 最後、私から。長時間にわたりまして、また非常に活発な御議論いただきまして、ありがとうございます。今回の資料3なども村山先生から1つコメントを頂いた件を反映いたしますが、ほかにございましたら、来週めどで御連絡いただければと思います。そこは私どもからメールを差し上げますので、よろしくお願いします。

また、本日の議事録も取りまとめ次第、皆様にお送りしますので、御確認をお願いいたします。

また、次回の政策対話ですが、年明けの2月7日になりますので、ぜひ皆様お越しくださいまして、また御議論いただければ。今回様々なトピックが出まして、もう少し掘り下げたいというテーマもあったかと思っておりますので、その中で主体間で連携して何か前に進められるようなものをピックアップしながら議論できればいいのではないかと考えております。

それでは、以上をもちまして第20回化学物質と環境に関する政策対話は終了いたします。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

(事務局) これをもちまして本会合は以上となります。途中、一瞬現場のカメラと音声が悪化してしまい、申し訳ございませんでした。

最後に改めてのお願いとなります。本会合終了後、皆様にアンケートに御協力いただきますと幸いです。会場参加の皆様はお手元のアンケート用紙に御記入ください。ウェブの参加者の皆様は、退出後、画面が自動で遷移いたしますので、御回答いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、第20回化学物質と環境に関する政策対話を閉会とさせていただきます。
皆様、本日はお忙しい中本会合にお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

以上